

# 徳島県地域公共交通計画改定業務委託 企画提案実施要領

この要領は、徳島県地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）が実施する「徳島県地域公共交通計画改定業務（以下「本業務」という。）に係る事業者の選定にあたり、必要な事項を定めるものであり、以下のとおり企画提案を募集する。

## 1 業務及び企画提案の目的

### (1) 業務の目的

本業務は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく「地域公共交通計画」（以下「計画」という。）の策定を委託するものである。

本募集は、本業務の受託者を選定するにあたり、協議会の方針や意向を十分に理解した上で、優れた分析力、企画力、経験、実績等を有する事業者を選定するために実施するものである。

### (2) 業務名

徳島県地域公共交通計画改定業務

### (3) 業務内容

別紙「徳島県地域公共交通計画改定業務委託仕様書」のとおりに

### (4) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### (5) 想定事業規模（企画提案書の見積額上限）

16,200,000円（消費税及び地方消費税を含む）

### (6) 契約方法

公募型企画提案方式による随意契約

## 2 参加資格

次のすべての要件を満たす者であって、委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有する者であることを条件とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

(2) 県内に本社、支社又は営業所などの営業拠点を有する者

(3) 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置を受けていない者

(4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、会社更

生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。

(6) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。

### 3 業務実施上の条件

本業務の実施にあたっては、次の条件を満たすものとする。

(1) 契約の履行の全部を一括して又は仕様書「8. 業務内容」に記載の主要な部分を第三者に委託してはならない。主要な部分以外の第三者への委託に関しては、書面により協議会の承諾を得るものとする。

(2) 本業務の技術的管理を行う者として管理技術者を配置すること。管理技術者は以下の資格のいずれかを有し、参加者と正規雇用関係にある者とする。

- ① 技術士（「建設部門（都市及び地方計画）」）
- ② R C C M（「都市及び地方計画」）

### 4 企画提案に関する質問の受付

受付期間	令和8年4月15日（水）～令和8年4月21日（火）まで
質問方法	電子メールにより提出すること。送信後、電話により受信確認を行うこと。
提出書類	質問書（様式1）
提出先	「11 事務局」に提出すること。
回答方法	令和8年4月23日（木）までに「徳島県ホームページ」に掲載する。なお、質問者の氏名等は掲載しない。

### 5 参加表明書の提出

本企画提案への参加を希望する者は、次により参加の意思表示について提出する。

提出期間	令和8年4月15日（水）～令和8年4月24日（金）まで
提出書類	・参加表明書（様式2） ・会社概要書（様式3） ・業務実績調書（様式4） ・管理技術者調書（様式5） ・業務実績の確認書類（左上をホチキス留めとする。）
提出部数	各1部
提出方法	持参又は郵送により提出すること。併せて、電子メールにより提出すること。 (1) 持参の場合 上記提出期間の午前9時から午後5時までとする。

	<p>(2) 郵送の場合 書留郵便等の配達記録が残る方法により送付すること。また、到着の有無については提出先に確認すること。</p> <p>(3) 電子メールの場合 送信後、電話により受信確認を行うこと。</p>
提出先	「1 1 事務局」に提出すること。
提出書類の記入上の留意事項	<p>(1) 作成要領 用紙はA4版、片面印刷とする。印刷は、モノクロ・カラーを問わない。</p> <p>(2) 業務実績調書（様式4） 以下に該当する業務実績をそれぞれ5件以内で記入すること。なお、記入した業務については、契約の事実を証明する資料として「一般財団法人日本建設情報総合センターが管理するテクリスの登録内容確認書」又は「契約書及び仕様書」の写しを提出すること。</p> <p>① 同種業務 過去5か年（令和3年4月1日以降）において、地方公共団体等が発注する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する地域公共交通計画又は地域公共交通網形成計画に係る業務で、参加表明書提出日までに完了しているもの。</p> <p>② 類似業務 過去5か年（令和3年4月1日以降）において、地方公共団体等が発注する都市計画法に基づく都市計画マスタープランや都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画等に係る業務で、参加表明書提出日までに完了しているもの。</p>

## 6 企画提案書の提出

本企画提案企画提案書を次のとおり提出する。

提出期間	令和8年5月1日（金）～令和8年5月15日（金）まで
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画提案書提出届（様式6）</li> <li>・業務実施体制調書（様式7）</li> <li>・経費見積書（様式8）</li> <li>・企画提案書（任意様式）</li> </ul>
提出部数	6部（正本1部、副本5部）
提出方法	<p>持参又は郵送により提出すること。併せて、電子メールにより提出すること。</p> <p>(1) 持参の場合 上記提出期間の午前9時から午後5時までとする。</p>

	<p>(2) 郵送の場合 書留郵便等の配達記録が残る方法により送付すること。また、到着の有無については提出先に確認すること。</p> <p>(3) 電子メールの場合 送信後、電話により受信確認を行うこと。</p>
提出先	「11 事務局」に提出すること。
提出書類の記入上の留意事項	<p>(1) 企画提案書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・用紙はA4版、両面印刷とし、文字は11ポイント以上、左綴じで製本すること。印刷は、モノクロ・カラーを問わない。</li> <li>・下記「企画提案書の提案項目」に沿って作成すること。ただし、図面等の表現の都合上、A3判の資料を挿入する場合は、片面印刷とし、A4判2枚分としてカウントする。</li> <li>・できる限り平易な表現（図表等を含む。）で作成すること。</li> <li>・仕様書に示す協議会の要求事項に固執することなく、参加者の知識、経験等を活用し、留意事項、指摘事項等を示すなど、本業務が最大限の成果を上げるための企画提案となるよう努めること。</li> <li>・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び国土交通省が示す「地域公共交通計画の『アップデートガイダンス』」をはじめとする「MOBILITY UPDATE PORTAL」上に記載された内容等の趣旨を踏まえた企画提案とすること。</li> </ul> <p>(2) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本提案に要する一切の費用は、参加者の負担とする。</li> <li>・企画提案書は、参加者1名につき1提案とする。</li> <li>・提出された書類の訂正、追記、返却は認めない。</li> <li>・本企画提案への参加を辞退しようとする場合は、辞退届（様式9）を「11 事務局」へ提出すること。</li> <li>・辞退届は、電子メールにより提出し、着信確認を行うとともに、正本を別途郵送すること。</li> <li>・企画提案書の著作権は参加者に帰属する。ただし、契約予定事業者として特定された者の企画提案書について、本プロポーザルに関する報告等のために契約予定事業者が了解した場合は、利用できるものとする。</li> <li>・企画提案書は原則として非公開とする。ただし、情報公開請求があった場合、徳島県情報公開条例に基づき公開する場合がある。</li> </ul>

○企画提案書の提案項目

項目	記入内容
I 実施方針	・現時点で可能な範囲で徳島県の地域や公共交通の特性を確認し、

(A4 1枚以内)	当該業務を遂行する場合の基本的な方針を記載する。
Ⅱ 作業工程 (A4 1枚以内)	・仕様書「8. 業務内容」及び「9. 想定スケジュール」に基づき、業務開始から完了までの詳細スケジュール及び業務フローを記載する。
Ⅲ 作業イメージ (A4 6枚以内)	・Ⅱで記載した各作業工程における作業イメージを記載する。なお、記載にあたっては、具体的な整理・調査・分析手法の明示や調査対象、実施回数、頻度、内容、役割分担等の明示にも留意すること。
Ⅳ 担当職員との調整 (A4 1枚以内)	・協議会担当者と、どのように調整、打ち合わせを行うかを記載する。
Ⅴ 工夫提案 (A4 1枚以内)	・参加者の実績、ノウハウ、他事例等を生かした有効な手法についても、積極的に提案・記載する。ただし、経費見積書に含まれない、別途費用を必要とするものの企画提案書への記載は受け付けない。

## 7 プレゼンテーション

参加者は、企画提案書の内容について、次のとおりプレゼンテーションを行う。

### (1) 実施日・場所

令和8年5月21日（木）（予定）

- ① 時間帯及び場所についての詳細は、企画提案書提出後に通知する。
- ② プレゼンテーションは非公開とする。

### (2) 実施時間

各参加者のプレゼンテーションは30分以内（企画提案説明15分、質疑応答15分）とする。

### (3) 説明者

本業務を担当する管理技術者を必須とし、その他参加者に所属する者の中から選出した計3名以内とする。

### (4) その他

- ① プレゼンテーションは、参加者が提出した企画提案書に記載した内容をパワーポイント等にて表現したものとし、新たな内容の資料提示は認めない。
- ② プロジェクター及びスクリーンは協議会で準備するが、それ以外のパソコン等は持参すること。

## 8 失格事項

本企画提案の参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 前記2「参加資格」を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為や著しく信義に反する行為があった場合

- (4) 参加者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (5) その他、後述の選定委員会が失格と認めた場合

## **9 契約予定事業者の選定方法**

### (1) 選定方法

- ① 契約予定事業者の選定は、「徳島県地域公共交通計画改定業務委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が、「別表 評価基準」に基づき実施する。
- ② 選定委員会は、審査委員の評価点の合計得点が最上位の者を契約予定事業者として決定し、次に得点が高かった者を次点の事業者として決定する。ただし、審査結果、本業務の実施が困難であると選定委員会が決定した参加者については、次点の事業者となることができない。
- ③ 最高得点者が複数の場合は、審査委員の合議により決定する。
- ④ 企画提案書を提出した参加者が1者の場合であっても、審査委員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、当該参加者を契約予定事業者として決定する。
- ⑤ 選定委員会での選考は非公開とし、選定結果に対する異議申し立ては受け付けない。

### (2) 選定結果の通知

選定結果の通知については、提案のあった全参加者に対し、令和8年5月26日（火）（予定）までに書面及び電子メールにて通知する。

## **10 契約に関する事項**

- (1) 企画提案の内容及び見積金額でそのまま契約することを約束するものではなく、選定後に、協議会と委託候補者は、企画提案を基に業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議を行い、双方が合意に至った場合に契約を締結する。  
なお、協議会と委託候補者の協議が整わない場合は、評価基準により総合的に順位付けを行った次点の者と協議を行うこととする。
- (2) この企画提案選定は、国庫補助金の交付決定前の準備行為として実施するものであり、交付決定等がなされない場合は本企画提案募集について実施の効力を失うことがあり得るものとする。
- (3) 契約保証金は免除する。
- (4) 委託料については完了払いとする。ただし、本業務の財源に国庫補助金を充てることから、協議会が国庫補助金の交付を受けた後に支払いを行うものとする。

## **11 事務局（書類の提出及び問合せ先）**

徳島県地域公共交通協議会

所在地：〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁内

事務局：徳島県生活環境部交通政策課

電 話：088-621-2128

電子メール：koutsuuseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

## 1.2 実施要領の配布等

(1) 実施要領、様式の配布

「徳島県ホームページ」に掲載するので、必要に応じてダウンロードすること。

URL：

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/nyusatsu/itaku/7312512/>

(2) 説明会

説明会は開催しない。

## 1.3 日程（案）

実施要領の公表	令和8年4月15日（水）
質問受付期間	令和8年4月15日（水）～令和8年4月21日（火）
質問回答	令和8年4月23日（木）
参加表明書提出期間	令和8年4月15日（水）～令和8年4月24日（金）
企画提案書提出期間	令和8年5月1日（金）～令和8年5月15日（金）
プレゼンテーション審査	令和8年5月21日（木）（予定）
審査結果通知	令和8年5月26日（火）（予定）まで
契約締結	令和8年5月下旬（予定）

(別 表)

徳島県地域公共交通計画改定業務委託 企画提案評価基準

徳島県地域公共交通計画改定業務委託企画提案実施要領9-(1)-①に規定する審査基準は次のとおりとする。

評価項目	評価の視点	配点
業務遂行能力	<ul style="list-style-type: none"><li>・業務を実施する上で、適切な資格を持った技術者が、適正に配置され、適切な業務分担がされている</li><li>・地域公共交通計画等の策定実績が十分であり、経験が豊富である</li><li>・工程計画が的確に組み、効率的な事業実施が期待できる</li></ul>	30
企画提案能力	<ul style="list-style-type: none"><li>・本県の地域ごとの特性・特徴を十分理解した提案である</li><li>・業務内容(仕様書を参照)に対して、適切な手法を示した提案である</li><li>・複合的な視点から捉えられた提案である</li><li>・情報整理や調査分析手法について、創意工夫のある提案である</li><li>・地域公共交通計画に関する必要な知識を十分有しており、地域公共交通活性化再生法や国土交通省が示す「地域公共交通計画の『アップデートガイダンス』」など、国等の動向を的確に捉えている</li></ul>	55
経費の妥当性	<ul style="list-style-type: none"><li>・限られた予算内での効果的・効率的な提案がされており、見積価格は、提案内容を勘案して妥当で、経費の内訳が適正かつ明確である</li></ul>	15
合計		100